特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
40	障害児通所給付費の支給に関する事務 書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、障害児通所給付費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和4年9月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

	を取り扱う事務						
①事務の名称	障害児通所給付費の支給に関する事務						
②事務の概要	1. 事務全体の概要 ・児童福祉法に基づき障害児通所給付費等の支給をする。 2. 特定個人情報を取扱う事務 以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2)通所受給者証に関する事務 (3)通所給付決定の変更に関する事務 (4)通所給付決定の取消しに関する事務 (5)障害福祉サービスの提供に関する事務 (6)児童福祉法第二十四条第三項の調整又は要請に関する事務 (7)措置に関する事務 (8)費用の徴収に関する事務 (9)資料の提供等の求めに関する事務 (10)申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務						
③システムの名称	福祉総合システム、個人住民税システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル	名						
障害児通所給付費の支給に関	関するファイル						
3. 個人番号の利用							
	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条						
	・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条						
法令上の根拠 4. 情報提供ネットワークシ	・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第8条 ンステムによる情報連携 <選択肢>						
	・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第8条 ンステムによる情報連携						
4. 情報提供ネットワークシ	・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第8条						
4. 情報提供ネットワークション ①実施の有無	・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第8条						
4. 情報提供ネットワークを ①実施の有無 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の8の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第8条						

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

越谷市総務部総務課

請求先 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話:048-963-9136

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

越谷市子ども家庭部子ども福祉課

連絡先 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話:048-963-9172

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年1月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	12年1月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価 施機関に [・]		重点項目記	評価書又は全耳	<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価 3)基礎項目評価 頁目評価書において	書及び重 書及び全	è項目評価書
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	「ムを通し	た入手を除っ	(。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れる 2)十分である 3)課題が残される		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託				[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステ	ムを通じた提供			提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される	ている こいる	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手)	[]	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れる 2)十分である 3)課題が残される		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて		
7. 特定個人情報の保管・3	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れる 2)十分である 3)課題が残される		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査	[O] <i>\$</i>	小部監 查	<u> </u>
9. 従業者に対する教育・점	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分に行っている 2) 十分に行っている	いる	いる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月18日	_	_	しきい値判断の見直しにより、新規に作成する。	事後	
令和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市子ども家庭部子育て支援課	越谷市子ども家庭部子ども福祉課	事後	組織改正に伴う変更
予和3年11月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	子ども福祉課長	事後	組織改正に伴う変更
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	報提供者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(1	情報に「障害児通所給付費」が含まれる項(8、 11、16、56の2、108、116の項) 2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の第一欄(情	事後	番号法第19条の改正による号 の繰り下げ
令和3年11月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 電話番号	電話:048-963-9166	電話:048-963-9172	事後	組織改正に伴う変更